

ケース
01

納税資金を考慮せず もめたケース

① トラブルの経緯

父の家族は妻と子2人（長女、長男）。5年前、父は75歳になったのを機に自身が経営する会社の社長の座を長男へ譲り、同社の相談役に就任した（図表1）。

社長を交代する際、父が「将来相続でもめないように」と公正証書遺言を作成した。遺言内容は「長男に会社関係の財産をすべて相続させ、自宅は妻へ、アパートや金融資産は長女へ、それぞれ相続させる」ものであった（図表2）。

父が80歳で死亡し、遺言に基づき遺産を分割したところ、妻は「配偶者の税額軽減の特例」の適用を受けることができたため相続税はかからず、長女は相続した金融資産で相続税を納税することができた。しかし、長男は自社株と会社本社が建つ土地、会社への貸付金しか相続していないため、相続税の納税資金が不足してしまった。そこで「遺産分割を再考してほしい」と長女に申し入れたところ「父の“遺志”を無視するのか」と争いになってしまった。

② どうすれば良かったのか

本件は、遺言による遺産分割対策しか考えず、相続税納税資金のことを考えなかったために長男が困り、その結果生じたトラブルである。

相続する財産は不動産や自社株、金融資産等いろいろでも、税金は現金での納付が原則であることを忘れてはいけない。特に、自社株や会社本社が建つ土地等は、いくら納税の

ためといっても自由に売却することができない財産であり、注意が必要である。

例えば、①父が死亡した際、遺族である長男へ死亡退職金を支給できるよう、会社が役員保険等に加入しておく、②父が長男を受取人と指定した終身保険に加入しておく、③長男にも流動性・換金性の高い金融資産を相続させておくなどしておけば、長男は納税資金に困らず、遺言書どおりに相続手続きを終えることができ、余計な争いに発展しなかったのではないだろうか。

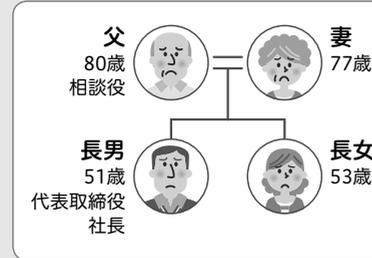
遺言作成前にどれくらい相続税がかかるのか把握したうえで、各相続人が払えるのかどうかを検証しておくだけでもトラブルを回避できたかもしれない。

③ 解説

相続対策には、①遺産分割対策（争族対策）、②相続税納税資金の確保、③相続税対策（節税）の3つがあり、これらをバランス良く検討することが重要である。相続対策というと、節税のことだと勘違いしている人も多い。

そんな中、会社を経営していた父が、残される妻の生活の安定と、会社を承継している長男と会社に関与していない長女の余計な争いを回避すべく遺言を作成（＝遺産分割対策）してくれたことは、相続人にとって大変ありがたい話である。何も対策を講じることなく突然相続が発生してしまったら、イチから相続人全員で遺産分割を話し合わなければならず、相続する財産額の大小でもめ、場合によっては会社の運営に支障をきたしていたかもしれない。

図表1 親族関係図



図表2 遺言に記載されていた内容

父の財産	遺言で指定された相続人	相続税評価
① 自宅	妻	4,000万円
② 自社株	長男	10,000万円
③ 会社の本社が建つ土地	長男	3,000万円
④ 会社への貸付金	長男	2,000万円
⑤ アパート	長女	3,000万円
⑥ 金融資産	長女	2,000万円
合計		24,000万円

実は、父が遺言を作成するきっかけを作ったのは顧問税理士であった。「相続により自社株が分散し、会社を承継した長男の経営権が不安定になってしまった他社の例もあるので、元気なうちに遺言書を作成しておくべき」と助言してくれたのだ。

遺言内容として、まず、経営する会社の株式（自社株）、会社本社が建っている土地、会社への貸付金はすべて後継者である長男に相続させることにした。

妻は長年会社の経理担当者として働き、受け取った給与のほとんどを世帯の貯蓄として貯めていたため、かなりの金融資産を有していた（本トラブル事例とは関係ないが、資産を夫婦で分けて保有しておくことは、相続対策として上手いやり方である）。さらに、父が死亡すれば遺族年金も支給されるので、自宅だけ確保しておけば大丈夫であろうと考えた。

嫁いだ長女には、会社に関係ないアパートや金融資産を相続させることにした。

具体的に遺言書を作成するに際し、自筆証書遺言だと紛失や管理の面で懸念があることから公正証

書遺言にした。また、相続手続きがスムーズに進むよう顧問税理士に遺言執行者をお願いした。

ところで、税理士は税金の専門家であり、遺産分割など民法にその根拠がある相続そのものは本来守備範囲外である。にもかかわらず、遺言作成を提案してくれたこの顧問税理士は気が利いている、といえよう。

しかし、相続対策の観点から考えると、もう一步踏み込んだ提案・助言が欲しかった。少なくとも、自分の専門分野である相続税について、「いくらなのか」「納税資金は足りているのか」「各相続人は払えるのか」などにも言及してほしい。

遺言執行者を快諾したのであれば、確実に相続発生後の手続きにも関与するわけであり、なおさら踏み込んだ提案・助言が欲しいところであった。

④ 本事例から学ぶ教訓

相続対策は、争族対策や節税ばかりに注目するのではなく、①遺産分割対策、②納税資金の確保、③相続税対策の3つをバランス良く講じることが重要だ。

もめないためには 何をすればよかったのか

ここでは「トラブル事例」をもとに、相続発生時にもめないためのポイントを解説する。